

多賀城市監査委員告示第21号

地方自治法第199条第9項の規定により報告した公の施設の指定管理に係る監査の結果について、大代地区コミュニティ推進協議会会長から同条第14項の規定により下記のとおり措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和6年12月19日

多賀城市監査委員 佐伯 光時

多賀城市監査委員 根本 朝栄

記

- 1 監査対象部署
大代地区コミュニティ推進協議会
(令和5年度多賀城市大代地区公民館の指定管理業務)
- 2 監査結果の報告日
令和6年11月26日
- 3 措置を講じた旨の通知があった日
令和6年12月6日
- 4 措置状況報告の内容
別紙のとおり

指摘指導事項等に係る措置状況報告書

- 1 監査の種類 公の施設の指定管理に係る監査
(令和5年度多賀城市大代地区公民館の指定管理業務)
- 2 監査実施日 令和6年11月13日
- 3 監査対象部署 大代地区コミュニティ推進協議会
- 4 措置内容

番号	区分	指摘指導事項等の内容	措置の内容	措置を講じた日
1	指導	<p>事業報告書における指定管理料収支決算額と、実際の決算額に差異が見られた。</p> <p>(詳細) 事業報告書における歳出決算書の決算額(法定福利費)及び歳入歳出差引額が実際の決算額と異なっていた(光熱水費は正しく計上されており、指定管理料の精算には影響しない。)</p>	<p>(原因) 令和6年4月30日提出期限の「令和5年度事業報告書」を多賀城市教育委員会事務局に提出後、5月に実施予定であった当協議会の總會資料作成時に訂正が出たことに気づき、そちらは訂正したものの、教育委員会事務局へ事業報告の訂正報告を失念していたもの。</p> <p>(講じた措置の内容) 11月26日付で「令和5年度事業報告の訂正について(報告)」を教育委員会事務局に提出し、訂正報告を行った。</p> <p>(再発防止策) 資料作成に当たっては、決算資料担当であった管理者が、会計担当に確認をしっかりと取らないまま資料を作成したことにより、金額の間違いについても会計担当からの指摘があり訂正したことから、今後は提出前には必ず複数人数で決算額を確認し、差異が出ないよう留意した体制で処理を行う。</p>	R6. 11. 26
2		(詳細)	<p>(原因)</p> <p>(講じた措置の内容)</p> <p>(再発防止策)</p>	
3		(詳細)	<p>(原因)</p> <p>(講じた措置の内容)</p> <p>(再発防止策)</p>	
4		(詳細)	<p>(原因)</p> <p>(講じた措置の内容)</p> <p>(再発防止策)</p>	